

平成29年さいたま市議会12月（11月繰上げ）定例会提出議案一覧

合計43件（専決処分報告議案1件・予算議案6件・条例議案14件・一般議案15件・道路議案2件・人事議案5件）

《専決処分報告議案》

議案第185号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成29年度さいたま市一般会計補正予算（第7号））

《予算議案》

議案第186号 平成29年度さいたま市一般会計補正予算（第8号）

議案第187号 平成29年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第188号 平成29年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第189号 平成29年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第190号 平成29年度さいたま市病院事業会計補正予算（第1号）

議案第191号 平成29年度さいたま市下水道事業会計補正予算（第1号）

《条例議案》

議案第192号 さいたま市区の設置等に関する条例及びさいたま市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（所管課所・市民局区政推進部）

さいたま都市計画事業大宮西部特定土地区画整理事業の換地処分の公告及び町の区画を新たに画する旨の告示が行われ、平成29年11月18日から効力が生じたことにより、所要の改正を行うもの。

（内容）

1 西区役所の位置の表示の変更

- ・ 西区役所の位置の表示を「大字指扇3743番地」から「西大宮3丁目4番地2」に改めるもの。

2 区域の表記の変更

- ・ 西区の区域に「西大宮1丁目から西大宮4丁目まで」を加えるもの。

3 西消防署の位置の表示の変更

- ・ 西消防署の位置の表示を「大字清河寺447番地1」から「西大宮3丁目48番地」に改めるもの。

4 さいたま市福祉事務所設置条例の一部改正

- ・ さいたま市西福祉事務所の位置の表示を「大字指扇3743番地」から「西大宮3丁目4番地2」に改めるもの。

（施行期日） 公布の日

議案第193号 さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（所管課所・総務局人事部職員課）

さいたま市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 平成29年度における市議会議員の期末手当の支給割合の引上げ

- ・ 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の170から100分の175とするもの。

2 平成30年度以後における市議会議員の期末手当の支給割合の配分変更

- (1) 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の155から100分の157.5とするもの。

- (2) 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の175から100分の172.5とするもの。

3 適用

- ・ 1については、平成29年12月1日から適用するもの。

(施行期日) 公布の日(2については、平成30年4月1日)

議案第194号 さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

さいたま市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、市長等の期末手当の支給割合を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 平成29年度における市長等の期末手当の支給割合の引上げ

- ・ 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の170から100分の175とするもの。

2 平成30年度以後における市長等の期末手当の支給割合の配分変更

- (1) 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の155から100分の157.5とするもの。

- (2) 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の175から100分の172.5とするもの。

3 適用

- ・ 1については、平成29年12月1日から適用するもの。

(施行期日) 公布の日(2については、平成30年4月1日)

議案第195号 さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

平成29年の市人事委員会からの報告及び勧告を踏まえ、一般職の職員の給与を改定するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 初任給調整手当の引上げ

- ・ 初任給調整手当の支給限度額を月額30万8,000円から月額30万8,300円に引き上げるもの。

2 勤勉手当の支給割合の引上げ

- (1) 平成29年度における勤勉手当の支給割合を、次のように引き上げるもの。

		1 2月支給分	
		改正前	改正後
再任用以外 の職員	一般職員	85/100	95/100
	特定管理職員	105/100	115/100
再任用職員	一般職員	40/100	45/100
	特定管理職員	50/100	55/100

- (2) 平成30年度以後における勤勉手当の支給割合を、次のように改めるもの。

		6月支給分		1 2月支給分	
		改正前	改正後	改正前	改正後
再任用以外 の職員	一般職員	85/100	90/100	95/100	90/100
	特定管理職員	105/100	110/100	115/100	110/100
再任用職員	一般職員	40/100	42.5/100	45/100	42.5/100
	特定管理職員	50/100	52.5/100	55/100	52.5/100

3 給料表の改定

- ・ 国の給与改定状況に準じ、医療職給料表(1)及び特定任期付職員の給料表の改定を行うもの。

4 特定任期付職員の期末手当の支給割合の引上げ

- (1) 平成29年度における期末手当の支給割合を、次のように引き上げるもの。

	1 2月支給分	
	改正前	改正後
特定任期付職員	162.5/100	167.5/100

- (2) 平成30年度以後における期末手当の支給割合を、次のように改めるもの。

	6月支給分		1 2月支給分	
	改正前	改正後	改正前	改正後
特定任期付職員	162.5/100	165/100	167.5/100	165/100

5 適用

- ・ 1及び3については平成29年4月1日から、2(1)及び4(1)については同年12月1日から適用するもの。

(施行期日) 公布の日(2(2)及び4(2)については、平成30年4月1日)

議案第196号 さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・教育委員会事務局学校教育部教職員人事課)

平成29年の市人事委員会からの報告及び勧告を踏まえ、教職員の給与を改定するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
一般職の職員と同様に教職員の勤勉手当の支給割合を引き上げることに伴い、規定の整備を行うもの。

(施行期日) 公布の日(適用は平成29年12月1日)

議案第197号 さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部学事課)

美園地区における土地区画整理事業に伴い見込まれる児童数及び生徒数の増加への対応を図るため、小学校及び中学校を設置するとともに、6年間の系統的・継続的な特色ある教育活動を実践するため、中等教育学校を設置するほか、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 小学校及び中学校の新設

- (1) さいたま市立美園北小学校を、市内緑区美園2丁目12番地11に設置するもの。
- (2) さいたま市立美園南中学校を、市内緑区美園6丁目15番地に設置するもの。

2 中等教育学校の設置

- ・ さいたま市立大宮国際中等教育学校を、市内大宮区三橋4丁目96番地に設置するもの。

3 位置の表示の変更

- (1) さいたま市立指扇小学校の位置の表示を「大字指扇4226番地」から「西大宮1丁目49番地6」に改めるもの。
- (2) さいたま市立指扇中学校の位置の表示を「大字清河寺185番地2」から「西大宮3丁目31番地1」に改めるもの。

(施行期日) 平成31年4月1日(ただし、3については公布の日)

議案第198号 さいたま市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局生涯学習総合センター)

さいたま都市計画事業大宮西部特定土地区画整理事業の換地処分のお知らせ及び町の区画を新たに画する旨の告示が行われ、平成29年11月18日から効力が生じたことにより、所要の改正を行うもの。

(内容)

・ 位置の表示の変更

- ・ さいたま市立指扇公民館の位置の表示を「大字高木449番地1」から「西大宮2丁目13番地1」に改めるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第199号 さいたま市児童相談所条例及びさいたま市こころの健康センター条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局子ども育成部児童相談所)

さいたま市子ども家庭総合センターにおける各機能の連携体制を構築し、総合相談を円滑に行うため、平成30年4月1日のセンター開設に先行して専門相談機関を移転することに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 さいたま市児童相談所条例の一部改正

- ・ さいたま市児童相談所の位置について、「中央区下落合5丁目6番11号」から「浦

和区上木崎4丁目4番10号」に改めるもの。

2 さいたま市こころの健康センター条例の一部改正

- ・ さいたま市こころの健康センターの位置について、「中央区本町東4丁目4番3号」から「浦和区上木崎4丁目4番10号」に改めるもの。

(施行期日) 平成30年2月13日

議案第200号 さいたま市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局幼児未来部保育課)

さいたま市立曲本保育園の建替工事の完了に伴い、仮設園舎から移転するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 位置の変更
 - ・ さいたま市立曲本保育園の位置について、「沼影2丁目4番15号」から「曲本4丁目5番7号」に改めるもの。

(施行期日) 平成30年2月13日

議案第201号 さいたま市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・市民局市民生活部男女共同参画課)

男女共同参画の推進に係る相談業務をさいたま市子ども家庭総合センターに設置する男女共同参画相談室へ移管することに伴い、^{ひと}女・^{ひと}男プラザを廃止するもの。

(内容)

- ・ ^{ひと}女・^{ひと}男プラザの廃止
 - ・ プラザイーストの構成施設に係る規定から、^{ひと}女・^{ひと}男プラザに係る部分を削るもの。

(施行期日) 平成30年4月1日

議案第202号 さいたま市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・経済局農業政策部農業環境整備課)

土地改良法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
 - (1) 条例で引用している土地改良法「第113条の2第2項」を「第113条の3第3項」に改めるもの。
 - (2) 急施の場合に行う土地改良事業に緊急耐震工事計画に基づく事業等が追加されたことに伴う規定の整備を行うもの。

(施行期日) 公布の日

議案第203号 さいたま市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について

(所管課所・都市局都市計画部みどり推進課)

都市緑地法等の一部を改正する法律における生産緑地法の一部改正により、政令で定める基準に従い、条例で、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を別に定めることができることと

されたことに伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

- ・ 生産緑地地区の面積要件について、最小規模を、生産緑地法に定める500平方メートルから、政令基準の下限である300平方メートルに引き下げるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第204号 さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

道路法施行令の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 占用料の額の改定

- ・ 占用料の見直しに伴い、その額を改定するもの。

2 占用物件の追加

- ・ 次の施設について、占用料を徴収できるよう条例に追加するもの。

ア 津波からの一時的避難場所の機能を有する堅固な施設

イ 道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する食事施設、購買施設等

ウ 自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所

3 その他所要の改正

- ・ 占用の面積又は長さについて、0.01平方メートル未満又は0.01メートル未満の端数を切り捨てて計算することとするもの。

(施行期日) 平成30年4月1日

議案第205号 さいたま市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局建築部住宅政策課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第7次一括法)における公営住宅法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 認知症患者等の収入申告義務の免除

- ・ 公営住宅の家賃の決定に当たり、認知症患者等の入居者が収入の申告をすること等が困難な場合には、当該入居者の収入申告義務を免除し、市が行う調査により把握した収入に応じて家賃を定めることとするもの。

2 規定の整備

- ・ 収入申告義務の免除に伴い、規定の整備を行うもの。

(施行期日) 公布の日

《一般議案》

議案第206号 さいたま市立仲町小学校校舎増築(建築)工事請負契約について

(所管課所・教育委員会事務局管理部学校施設課)

(内容)

1 契約の目的

さいたま市立仲町小学校校舎増築(建築)工事

- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
5億2,275万2,400円
- 4 契約の相手方
エム・テック・環境クリエイト特定共同企業体

議案第207号 議決事項の一部変更について（館岩少年自然の家新館増築（建築）工事請負契約）

（所管課所・教育委員会事務局学校教育部館岩少年自然の家）

平成28年2月議会において議決を得た館岩少年自然の家新館増築（建築）工事請負契約について、工期の延長に伴い、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

（内容）

- 1 契約の相手方
安藤ハザマ・山崎特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	18億9,000万円
変更後	19億7,765万2,800円

議案第208号 議決事項の一部変更について（館岩少年自然の家新館増築（電気設備）工事請負契約）

（所管課所・教育委員会事務局学校教育部館岩少年自然の家）

平成28年9月議会において議決を得た館岩少年自然の家新館増築（電気設備）工事請負契約の一部変更について、工期の延長に伴い、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

（内容）

- 1 契約の相手方
丸電・忍電工特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	3億713万5,800円
変更後	3億4,571万3,400円

議案第209号 議決事項の一部変更について（館岩少年自然の家新館増築（機械設備）工事請負契約）

（所管課所・教育委員会事務局学校教育部館岩少年自然の家）

平成28年9月議会において議決を得た館岩少年自然の家新館増築（機械設備）工事請負契約の一部変更について、工期の延長に伴い、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

（内容）

- 1 契約の相手方
サイエイ・埼玉特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	7億7,549万9,400円
変更後	8億1,181万9,800円

議案第210号 財産の取得について（公共公益施設用地）

（所管課所・都市局都市計画部交通政策課）

公共公益施設（交通広場等）用地を取得するため、議決を求めるもの。

（内容）

1 物件の表示

- (1) 所在地 さいたま都市計画事業北袋町1丁目土地区画整理事業地内2街区1画地
- (2) 取得面積 1万5,000.01平方メートル

2 取得先

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

3 取得額

57億4,987万8,397円

議案第211号 指定管理者の指定について（さいたま市宇宙劇場）

（所管課所・教育委員会事務局生涯学習部青少年宇宙科学館）

さいたま市宇宙劇場の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内大宮区錦町682番地2
- (2) 名称 さいたま市宇宙劇場

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都府中市矢崎町4丁目16番地
- (2) 名称 株式会社五藤光学研究所
- (3) 代表者 代表取締役 五藤 信隆

3 指定する期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

議案第212号 指定管理者の指定について（さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場）

（所管課所・保健福祉局長寿応援部高齢福祉課）

さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内西区大字宝来125番地1
- (2) 名称 さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号
- (2) 名称 シンコースポーツ・サンワックス共同事業体
- (3) 代表者 シンコースポーツ株式会社 代表取締役 石崎 克己

3 指定する期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第213号 指定管理者の指定について（さいたま市児童養護施設カルテット）

（所管課所・子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課）

さいたま市児童養護施設カルテットの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内桜区大字下大久保1542番地4
- (2) 名称 さいたま市児童養護施設カルテット

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内緑区大字大崎2160番地
- (2) 名称 社会福祉法人浦和福社会
- (3) 代表者 理事長 久田 有

3 指定する期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

議案第214号 指定管理者の指定について（さいたま市六日町山の家）

（所管課所・市民局市民生活部市民生活安全課）

さいたま市六日町山をの家の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 新潟県南魚沼市坂戸831番地2
- (2) 名称 さいたま市六日町山の家

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 新潟県南魚沼市塩沢1132番地1越光玄米蔵3階
- (2) 名称 特定非営利活動法人南魚沼もてなしの郷
- (3) 代表者 理事長 宮田 俊之

3 指定する期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第215号 指定管理者の指定について（さいたま市浦和駒場体育館）

（所管課所・スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課）

さいたま市浦和駒場体育館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内浦和区駒場2丁目5番6号
- (2) 名称 さいたま市浦和駒場体育館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区桜木町2丁目228番地1
- (2) 名称 埼玉シミズ・浦和スポーツクラブJV
- (3) 代表者 株式会社埼玉シミズ 代表取締役 清水 卓治

3 指定する期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

議案第216号 指定管理者の指定について（さいたま市与野体育館）

（所管課所・スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課）

さいたま市与野体育館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内中央区下落合5丁目8番10号
- (2) 名称 さいたま市与野体育館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目10番1号
- (2) 名称 ダンロップスポーツウェルネス・クリーン工房共同事業体
- (3) 代表者 株式会社ダンロップスポーツウェルネス 代表取締役社長 田畑 晃

3 指定する期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

議案第217号 指定管理者の指定について（さいたま市浦和西体育館）

（所管課所・スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課）

さいたま市浦和西体育館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内桜区大字下大久保1676番地1
- (2) 名称 さいたま市浦和西体育館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区桜木町2丁目228番地1
- (2) 名称 埼玉シミズ・レッズランド共同事業体
- (3) 代表者 株式会社埼玉シミズ 代表取締役 清水 卓治

3 指定する期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

議案第218号 指定管理者の指定について（さいたま市記念総合体育館）

（所管課所・スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課）

さいたま市記念総合体育館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内桜区道場4丁目3番1号
- (2) 名称 さいたま市記念総合体育館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都品川区東品川四丁目10番1号
- (2) 名称 スポーツのまち さいたまパートナーズ
- (3) 代表者 株式会社コナミスポーツクラブ 代表取締役社長 落合 昭

3 指定する期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

議案第219号 指定管理者の指定について（さいたま市大宮武道館）

（所管課所・スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課）

さいたま市大宮武道館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内見沼区堀崎町12番地36
- (2) 名称 さいたま市大宮武道館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内浦和区岸町7丁目12番4号
- (2) 名称 株式会社サイオー
- (3) 代表者 代表取締役 橋本 一憲

3 指定する期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

議案第220号 当せん金付証票の発売について

（所管課所・財政局財政部財政課）

平成30年度における当せん金付証票（宝くじ）を105億円の範囲内において発売するため、議決を求めるもの。

《道路議案》

議案第221号 市道路線の認定について

（所管課所・建設局土木部土木総務課）

（内容）

一 般	170路線
開 発	4路線
合 計	174路線

議案第222号 市道路線の廃止について

（所管課所・建設局土木部土木総務課）

（内容）

一 般	172路線
開 発	1路線
合 計	173路線

《人事議案》

議案第223号 人権擁護委員候補者の推薦について

（所管課所・総務局総務部総務課）

人権擁護委員候補者として次の者を推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
畔川 清和	再任

議案第 2 2 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として次の者を推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
石田 せ江子	再任

議案第 2 2 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として次の者を推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
佐藤 敦子	再任

議案第 2 2 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として次の者を推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
佐藤 久子	新任

議案第 2 2 7 号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として次の者を推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
湯澤 覚	新任